

日本語教育推進関係者会議（第1回）

1. 日時：令和元年11月22日（金）15：00～17：00

2. 場所：文部科学省（東館）3階講堂

3. 議題：

（1）座長等の選任等

（2）日本語教育の現状について

（3）日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（骨子素案）について

（4）今後の進め方について

（5）その他

4. 出席者：

（委員）荒木委員，イシ委員，伊東委員，岩本委員，神吉委員，小林（整）委員，佐藤委員，田尻委員，西原委員，福島委員，マレーン委員，村田委員，山口委員，渡邊委員（代理として関谷横浜市国際局政策総務課担当課長）

（事務局）今里文化庁次長，森文化庁審議官，高橋文化庁国語課長，志野外務省大臣官房国際文化交流審議官，川瀬外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

（関係府省庁）八田内閣府子ども・子育て本部参事官，稲原総務省自治行政局国際室参事官，福原出入国在留管理庁政策課長，奈良文部科学省大臣官房国際課長，浅田文部科学省総合教育政策局長，松永文部科学省高等教育局主任大学改革官，石津厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長，紺野経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課長

5. 議事録

（1）座長の選任等について

○資料1「日本語教育推進関係者会議の設置について」に基づき，委員の互選により座長を選任することとなり，西原委員を座長に推薦する旨の意見があり，特段の異議なく了

承され、西原委員が座長に選任された。

○西原座長より、座長代理として伊東委員を指名する旨の発言があり、特段の異議なく了承され、伊東委員が座長代理に選任された。

○西原座長より、会議の公開について、原則として公開とする一方、例外として、座長選任等の人事に関する事項を議決する場合、座長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他、正当な理由があると認める場合に非公開とすることができる旨、また、会議資料又は議事録についても、原則として公開とする一方、例外として、座長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議資料や議事録の全部あるいは一部を非公開とすることとし、非公開とした場合でも、その部分について議事要旨を作成し公開する旨の発言があり、特段の異議なく了承された。

(報道関係者、一般傍聴者入室)

○西原座長

それでは、議事（２）に入りたいと思います。

まずは、日本語教育の現状について、事務局から説明をお願いいたします。

○文化庁国語課長

それでは、事務局の方から日本語教育の現状について、概括的な御説明をさせていただきたいと思います。私の方からは、資料２に基づきまして、国内における日本語教育の現状ということで、概括的に御説明申し上げたいと思います。

また、机上に青いグラフの資料が１枚置かれていたかと思いますが、こちらはこれから御説明申し上げます資料２の８ページと９ページの差替え資料になります。前の資料の数字は少し古い数字の資料となっておりますので、最新のものに差し替えるということでございます。この１枚を加えて御説明申し上げたいと思います。

それでは、資料２を御覧いただきたいと思います。国内における日本語教育の現状について。まず１枚おめくりいただきまして、この本会議の設置の根拠となっております日本語教育の推進に関する法律につきまして、御説明申し上げたいと思います。

御存じのこととは思いますが、日本語教育の推進に関する法律につきましては、本年の先の通常国会において成立いたしまして、既に施行されております。そして、この法律の中にこの会議の設置根拠があるということでございます。

資料2の1ページを御覧いただきたいと思います。この法律の目的としては、共生社会の実現や諸外国との友好関係の維持・発展などということでございます。それから、定義として、日本語教育の定義に関する規定がございます。3条で基本理念ということで、①から⑦のような理念が掲げられているところでございます。特に①の日本語教育を受ける機会の最大限の確保、量的な確保と、②の日本語教育の水準の維持・向上ということで、質の維持・向上ということが、1番、2番の目的、理念として掲げられているところでございます。それから、国の責務や地方公共団体の責務について規定がございます。それから、1ページの一番下ですけれども、基本方針ということで、文部科学大臣及び外務大臣は基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるということで、国としての日本語教育の基本方針を定めるということが、この法律で国に課せられているところでございます。

また、併せて地方公共団体はこの国の基本方針を基にしながら、独自の基本的な方針を定めていただけるよう努めると、努力義務規定が課されているところでございます。この部分については、後ほど別の議題で議論になると思っております。

2ページでございますけれども、この法律の中では、基本的施策ということで、日本語教育の施策を分類して、類型ごとにそれぞれしっかりと進めていくという規定が12条から26条に掲げられております。基本的施策という部分です。それから、日本語教育推進会議等ということで、会議を置く規定がございます。一つは、政府に日本語教育推進会議を置くということで、これは関係行政機関の会議でございます。それから、関係行政機関は日本語教育推進関係者会議を設けて、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聞くということで、この会議が設置されているところでございます。それから、2ページの一番下ですが、附則に今後、検討すべき事項ということで、日本語教育機関の在り方などについての検討事項が盛り込まれております。

続きまして、3ページでございますけれども、これは推進会議と関係者会議について、より細かなことを記載しているところでございます。3ページの一番下に関係者会議についてということでございますけれども、①、②、③の属性の方々を構成員とする会議を置くということで、この会議が設けられたということでございます。

それから、4ページでございますけれども、こちらは基本方針についての規定を細かく書いたものでございまして、これは後ほど基本方針の議論がございますので、そこで御説明申し上げたいと思います。

それから、5ページでございますけれども、今度はデータ関係でございます。日本国内での日本語学習者数等の推移ということで、ポイントは二つでございます。まず在留外国人の数がとにかく増えているということで、平成30年12月末現在で270万人を超えているということでございます。これが一つ。もう一つは、国内の日本語学習者数等の推移ということで、こちらも約26万人ということで、増え続けていると、国内における日本語学習ニーズは高まり続けている状況であるということでございます。

それから、6ページですけれども、この日本語学習者数のデータを更に国籍別で細かくお示したものでございます。左が平成元年で右側が平成30年になりますけれども、特に最近特徴的なのが、いわゆる非漢字圏の出身の方々が増えてきているということでございます。もちろん漢字圏の方も増えていますが、特に最近はベトナムの方の割合が非常に高まりつつあるという状況があるという数字でございます。

それから、7ページが学校種別ということで、いわゆる外国人留学生の在籍者数でございます。約30万人日本国内にいるわけですが、これを学校種別でお示したのが7ページの図になります。後で御覧いただければと思います。

それから、8ページ、9ページが、先ほど少し申し上げました、後から配った1枚紙の方を御覧いただきたいと思います。1枚紙の8ページでございますけれども、これは公立学校において日本語指導が必要な児童、生徒数の推移ということで、先ほどの留学生の方が基本的に高等教育機関だとすれば、こちらが初等中等教育機関ということになります。ポイントは一つですが、黄色の囲みがあるところですが、日本語指導が必要な児童、生徒が10年間で1.5倍ということで増えているという、ここが1番のポイントになります。

それから、9ページにつきましては、外国の国籍を持たれている児童、生徒の方と、日本国籍を持っている児童生徒の方、それぞれ日本語指導が必要な方々を分類したものでございますが、いずれのカテゴリーでも、日本語指導が必要な児童生徒は増えているという状況がございます。

それから、資料2の方、ホチキス留めに戻っていただきますと、10ページ以下が、日本語教育政策がどういったところで政府全体として位置付けられているかということ

でございます。10ページには位置付けられている政策のタイトルだけを書いておりますが、まず、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」ということで、これは昨年末、入管法の改正に伴いまして、新たな在留資格ということで特定技能の在留資格ができたときの法改正に合わせまして、我が国に在留する全ての外国人に対する支援施策ということでまとめられたものでございます。そして二つ目の丸は、それを更に改定したものになります。それから、三つ目の丸から五つ目の丸でございますけれども、これはそれぞれ、政府全体としての政策を取りまとめる中で、日本語教育についてしっかりと位置付けられているということで、骨太の方針でありますとか、成長戦略でありますとか、規制改革実施計画でありますとか、そういったところにも日本語教育の施策を進めるということがしっかりと位置付けられているということでございます。

特に11ページ、最後のページでございますけれども、総合的対応策については、これは昨年、最初にまとめられたときの一覧表ですが、この中で日本語教育の関係の施策も大きく位置付けられているというところでございます。左側の一番下の(3)、字が小さくて恐縮ですが、円滑なコミュニケーションの実現というあたりが日本語教育。それから、右側の上ですけれども(4)外国人児童生徒の教育等の充実。それから、(5)留学生の就職等の支援。このあたりにも、児童生徒、留学生向けの日本語教育の施策が位置付けられております。それから、真ん中の辺りになりますけれども、外国人材の適正な受入れの促進に向けた取組という大きな塊がございます。この(2)に海外における日本語教育基盤の充実等ということで、海外における日本語教育の施策について位置付けがあります。

この総合的対応策の中で、以上申し上げたようなボリュームで日本語教育政策は位置付けられておりますので、かなり外国人材受入れ政策の中での日本語教育政策の位置付けは大きいというふうに御認識を賜れればと思っております。

私からは以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。

次に、海外の件。よろしくお願いいたします。

○外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

外務省の川瀬でございます。海外における日本語教育の現状と日本語教育実施に向けたことについて、資料3に基づいて御説明いたしたいと思います。

まず、日本語教育の現状というところでございますが、国際交流基金は、3年に1度、海外事務所ですとか、在外公館の協力を得まして、海外における日本語教育機関の実態調査を実施しております。2018年度の結果の速報値が出ておりますので、これに基づいて説明をしたいと思います。

2ページ目が全体のサマリーです。このページにありますそれぞれの点について、次のページからより細かくありますので、進んでまいります。

右下の3ページ目ですけれども、ポイントとしまして日本語教育の実施が確認された国ですけれども、国について142か国地域ということで過去最多となっております。また、全世界の日本語の教育機関数と日本語の教師数についても、機関数1万8,604機関、教師数7万7,128人ということで、これも過去最多となっております。日本語の学習者数については、2015年の調査で一度減少に転じたんですけれども、今回、また増えまして、合計で385万人になっております。

この学習者数が地域別にどうなっているというのが4ページ目にありまして、この表の方が上位10位の国・地域の状況を比較したものですけれども、御覧のとおり台湾、インドネシア、韓国では減少したんですけれども、ベトナム、中国、オーストラリアではこれが増えたということになっております。あと下に赤で書いてありますが、アジアの日本語学習者数が世界全体の約8割を占めるというような構図になっております。

次に、5ページ目に参りまして、これらの学習者が、教育段階別でどこに属しているかを整理いたしますと、約半数が中等教育段階にいたることになっております。それに加えて、今回の調査では学校教育以外のところで勉強している人が顕著に増えていることが見受けられます。

6ページ目の国・地域別の増減については既に触れましたので飛ばしまして、7ページ目に参ります。

7ページ目ですが、日本語を勉強する動機について聞いたものですけれども、左側の赤で囲んだところは、文化的、学術的な関心から日本語を勉強しているという回答で、右側に囲んだところは、就職であったりとか、留学とか、旅行とか、そういう実利的な動機から日本語を勉強しているという回答というふうに整理できるかと思います。そういう意味では、文化・学術的な動機による日本語学習もあれば、実利を求めて勉強する

日本語学習者もいるということが見られます。

8 ページ目からは、海外における日本語の普及のための取組について御説明しているペーパーでございます。外務省は海外で親日派、知日派の育成を目的として、国際交流基金と連携しながら、またこれを通じながら海外における日本語の教育事業を実施しております。

8 ページ目に挙げているものを順次御説明いたしますが、まず海外の日本語教育環境を整備するということで、日本語の専門家の海外派遣を行っております。これは現地の日本語教育機関に対して、カリキュラムや教材の助言をしたりとか、現地の先生に対する研修をするとか、いわば先生の先生として、専門家として行ってもらおうということをやっております。あと日本語教育機関支援ということで、助成支援を実施しております。

三つ目が、海外の日本語教育に対して研修をすること。これは海外現地でやる場合もありますし、日本に来てもらって日本で研修をする場合もあります。

四つ目が、日本語教育の制度的導入、維持・支援ということで、学校教育の中で、日本語教育を取り入れてくださいということ、様々な教育機関であつたりとか、行政機関であつたりといったところに働き掛けをしていると。先ほど、日本語教育、日本語学習者の数の増減がありましたが、やはりそこで大きく効いてくるのは学校教育で日本語教育が取り入れられているかという、それから、行政の方針というのかなり大きいと思いますので、そういったところで日本語教育を取り入れてもらうような働き掛けをやっております。

最後、日本語能力を生かしたキャリア形成支援ということで、EPAで日本に来る看護師とか介護福祉士候補者への教育であつたりとか、仕事で日本語が必要になる外交官とか、行政官とか、そういった方への訪日研修といったことをやっております。

めくっていただきまして、9 ページですが、海外における日本語の教授法であつたりとか、能力評価の充実を図っております。日本語教授法と学習教材の提供ということで、国際交流基金の方でJF日本語教育スタンダードというものを作っていますが、これは国際標準であるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）に基づいたものですが、これに沿った形で「まるごと」という学習教材を製作して、販売しております。また、インターネットを通じた学習支援ということで、オンラインコースであつたりとか、学習管理を行うプラットフォームを設けていたり、モバイル向けのアプリを開発などしております。

こういった勉強の成果を図るものとして、日本語能力評価のための試験を実施しております。2種類やっております、一つ目が日本語能力試験（J L P T）というもので、国際交流基金は問題を作るところと海外での試験実施を担当しております、国内の部分は日本国際教育支援協会の方で実施していただいておりますが、これが、昨年度の参加者が100万人を超えるということで、非常に広く使われている能力試験でございます。

これに加えて②につきまして、今年から特定技能による外国人材の受入れが始まりましたけれども、これの申請に使用できる国際交流基金日本語基礎テストという新しい試験を今年からアジアで実施しております。あと、日本語教育事情、学習状況の把握ということで、冒頭紹介いたしました日本語教育の実情調査を世界で行っております。

やや個別の事業になりますが、これに加えて、アジア諸国に向けましては日本語パートナーズの派遣という事業をやっております、これは2014年から2020年度までの事業としてですが、目標3,000人以上の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣するという事業でございます、イメージとしては、英語を教えたりとか自治体交流を担う方を呼んで来て日本に滞在してもらうJETプログラムというのがありますけれども、あれの逆で、日本から行ってもらって、現地の日本語の先生のアシスタントをやってもらいと、そういう方を派遣しております。これを2018年度までの合計で、これまで1,860名派遣してきております。

最後に11ページですが、先ほどもちょっと触れましたが、外国人材受入れ・拡大のための日本語教育ということで、先ほど高橋課長からも紹介のありました、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策という中に盛り込まれておりますが、アジアの9か国において日本語基礎テストを実施したりとか、この日本語基礎テストに沿った形での教育のカリキュラム、教材の開発と、その普及であったり、現地の日本語の先生の育成を図る。あと教育活動の教育支援、こういった施策を実施しております。

以上、私からの報告です。

○西原座長

では、続きまして、3人の委員の方に御報告をいただきたいと存じます。

まず、日本語教育の学術研究・教育実践・情報交流の促進を行っている公益社団法人日本語教育学会から、副会長の神吉委員。続きまして、多数の外国人住民とその子供が

域内に居住し、地域全体で外国人を支えておられる地方公共団体として、愛知県から教育委員会事務局学習教育部長の小林委員。そして、横浜市から国際局国際政策担当部長の渡邊委員に報告をいただくことでございましたけれども、横浜市につきましては、本日は御欠席でいらっしゃるようですので、代理として、国際局政策総務課担当課長の関谷様から御発表をお願いしたいと存じます。誠に時間が不足していて、恐れ入りますが、十分程度でそれぞれ御発表いただければとお願いいたしますと存じます。

まず、神吉委員からお願いいたします。

○神吉委員

日本語教育学会副会長の神吉でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただいて発表させていただきます。

お手元の資料4を御覧ください。私ども日本語教育学会は、公益社団法人という団体の形態を取っております。資料の2枚目が学会の概要です。1962年に発足いたしまして、その後、社団法人として認可を受け、2013年に公益社団法人に移行して、現在に至っております。会員数が約4,000名です。昨今3,800、3,900ぐらいでぎりぎり4,000を切っていますが、約4,000ということで、文系学会では最大規模の学会の一つでございます。会員の中で約1割が海外在住の方になっております。

それから、会員の種別ですけれども、下のグラフです。教師と書いてあるのは、いわゆる日本語教師と言われる人たちですけれども、大学、大学以外の研究者、学生、その他ということで、日本語教師と大学で働いている人が多いということになっています。

右上の男女比ですが、男性が4分の1、女性が4分の3。

それから、下ですけれども、個人会員の年齢分布です。50代が1番多く、若年層の入会を今、頑張っているところでございます。

それでは、1枚目に戻っていただきまして、こちらを御説明させていただきます。私どもは「人をつなぎ、社会をつくる」というのを学会のステートメントとして掲げております。それを踏まえまして、日本語教育の国内外の状況について、包括的にお話をさせていただきます。前提といたしまして、日本語教育の推進に関する法律の各項目を踏まえ、日本語教育を通したよりよい社会の在り方を検討し、実現するために、包括的かつ多面的に現状課題方策を議論する必要があると思っております。

1番、①と書いてあるところですが、対象者、対応する機関、組織等ということで、

ざっと日本語教育の対象者になり得る層を整理いたしました。この表の、全体的に言いますと上の方が日本国内、下が海外です。言語的な位置付けとしましては、母語若しくは、第一言語として日本語を必要としている人たち。それから、第二言語として日本語を必要としている人たち。第二言語というのは自分の言語ではないけれども生活で必要な言語としてということです。それから、継承語として必要としている人たち。これは先ほど外務省の審議官からもお話がございましたとおり、日本にルーツのある人たちが海外に出て、その後、日本語を学び続ける、日本文化を保持し続けるということがございます。それから、外国語として学んでいる人たちというふうに大きく分けられるかと思っております。

そのうち、上から簡単に見てまいりますと、まず日本語母語話者です。母語話者ですが、海外在住が長い等々の理由で日本語教育が必要な方がいらっしゃる。それから、日本生まれの2世又は言語形成の前期、比較的年少のうちに来日した子供たちがいます。それから、年少者。言語形成の後期に移住してきた子供たちということで、おおむね小学校の低学年から高学年ぐらいが分かれ目になるかと思います。それから、成人の生活者です。一般的に生活者のための支援、生活者のための日本語教育という言葉もございますが、地域で行われているような日本語教育の対象者。それから、留学、若しくは高度人材と言われる人たち。それから、今般、特定技能等々でも増えてきていますけれども、就労です。また技能実習。海外に移りまして、就労・留学準備というのがございます。この就労・留学準備のあたりは、海外と日本国内のつなぎということになるかと思っております。それから、海外日系移民。海外在留邦人の子供たち。海外の学術機関、若しくは専門として日本語を学んでいる人たち。それから、娯楽、趣味等々の学習者ということで、御存じのとおり、娯楽、趣味で学んでいる人というのが実は非常に海外でも多い。ここから留学につながってくる層も一定数いるというのも特徴かと思っております。

続きまして、②教育・学習の課題ということで、少しお話をさせていただきます。まず、子供に関してです。年少者に関しては、一つは文化的な理解の部分で課題があります。多文化、若しくは異文化に対する学校側の理解、対応というのが非常に今、難しい状況にあり、子供たちの文化が尊重されない、言語が尊重されない、アイデンティティーが尊重されず、そこで子供たちは学校生活を余儀なくされているというのがございます。それが一つです。

もう一つ大きな問題が、言語能力としてよく言われるもので、コミュニケーションのための言語の能力と、学ぶための言語の能力には差があると。その習得・習熟には差があるとされており。子供の場合、コミュニケーションの言語の習得は比較的早いですが、それをもって十全に日本語で学ぶことができるのかというと、そうではないということです。しかしながら、そのギャップの部分をどう埋めていくのか、そこに対する教育的な方策、対応できる専門家等々の不足、また、対応をするためのカリキュラムですとか、教育的な仕組みというところでも、非常に今、心もとない状況になっているのが現状かと思います。

また、成人の学習者に関しましては初期教育に課題があります。地域の日本語教育を中心に、専門家による初期教育というのが不足しております。多くの地域で外国人が日本に来た当初は日本語教室にそれなりの方が足を運んでくるのですが、早晩、仕事が見つかって、又はいろいろな理由で来なくなる。そのまま日本語ができないまま居住してしまうという実態がございます。つまり、来日時は日本語を学ぶ意欲があるわけですが、そこで適切な教育が専門家によって集中的に行われていない。結果、何とかできないまでもいろいろな方法で仕事を見つけ、生活をしているという状況があらうかと思っています。

そういうことも踏まえまして、今、生活者に対して専門的に教えるような専門家がほとんどいないわけです。なぜいないかというと、そういう仕事が今まで確立されていなかったもので、存在のしようがなかったというのが非常に大きなところですよ。

これに関しましては、次の就労に関しても同様でして、今まで建前として、労働者は受け入れないということになっておりますので、労働者に対する、就労者に対する一般的な日本語教育を行うという、そういった仕事も確立されていないわけです。生活者と就労者に対する基礎的な教育をやっている人たちがほとんどいませんでした。多くの日本語教師は、日本語学校又は大学で今、仕事をしているというのが国内の現状です。そういうところ、新しいタイプの外国人が入ってきたときに、その日本語教育を担う人たちのどのように育成していくのかというのは非常に重要なところだと思っております。

それから、海外の場合です。日本語使用機会が減少するということもありますけれども、海外の継承語等々はほとんどボランティアベースで行われているところがあって、ここは正に日本の国際的なプレゼンス、日本につながる人たちの日本とのつながりを維

持するためにも、何らかの形で方策が必要ではないかと思っております。

3番、社会的課題。今、若干触れましたけれども、学校不適應等々から社会不適應に進んでいくというのが一番避けたいところでございます。先日、文部科学省が調査をなさって、約2万人の子供たちが不就学であるという報道もございました。不就学からキャリア形成ができない。そのまま階層が固定されてしまう。それが次の世代に引き継がれてしまうと。そこにその子供たちがまた言語が不十分であるということになってくる。このスパイラルが回り始めることをどうしても避けなければならない。これは社会的に非常に大きな課題になると思っております。また、海外については様々な形で支援が必要だと思います。右側、オレンジのところです。日本語教育の推進に関する法律が成立をいたしまして、いろいろな形で私ども日本語教育の関係者は期待をし、また私たちも何らかの形で尽力していきたいと考えております。

それを踏まえまして、まず前提として、非常に大きなことを二つ強調したいと思えます。一つ目は、日本語教育政策の上位概念として、社会統合政策であるとか、それから、言語政策を作らなければならないということです。これは一見、日本語教育の外側の話のように見えますが、例えば、日本語を学ぶことによって社会参加が進むとか、外国人の能力が認められて、社会に適合できる、統合されていくというところでは、やっぱり受入れ側の意識、受入れ側の教育等々も含めて変わらなければならない。つまり、社会全体としての受け入れの形ができることが日本語学習の動機、価値にもつながっていくということです。ここは非常に重要なところだと思っております。

二つ目は、エビデンスに基づいた政策立案のために、大規模かつ継続的な調査が必要だと思っております。文化庁の御説明にもございましたが、外国人が今、273万人おり、日本語学習者は26万人ほど。つまり10%ぐらいが学んでいるということです。あと90%はどうなっているのか。この人たちは日本語ができるのか、できないのか。必要なのに学んでいないのか、それとも必要ないのか等々のごく基本的な情報を私たちは今、持ち合わせていない。どういう人たちにどのぐらいのことをやっていけばよいのかということが全く今、数字として表れておりません。これは法律ができ、また公的に日本語教育を進めていくという仕組みが整ったときに、公的な形でこういう数字を集めていくことが非常に重要ではないかと思っております。

あと、右側のオレンジのところ、いろいろございますけれども、真ん中より少し下の基本理念3というところを御覧いただければと思います。この基本理念というのは、日

本語教育の推進に関する法律の基本理念に対応させているものでございます。この基本理念3は、外国人等に関わる教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携ということが法律でうたわれております。それに関連しまして、この表のところですけれども、教育政策との連携による学校教員に対する啓発活動ですとか、学校教員養成プログラムの改善というのが、子供の教育にとって非常に大切だと思っております。

それから、もう一つ、労働政策との連携による就労とかキャリア形成の改善ということも非常に重要だと思っております。結局、日本語を学んでも就労状況が改善しない。日本語ができるようになっても日本社会に受け入れられない、又はキャリアパスが描けないとなったときに、外国人は本当に日本語を学ぼうと思うのか。そのあたりを全体として見ていく必要があるかと思っております。日本語教育に関しましては、やはり言葉というのは全ての社会生活に関わるものですので、この言葉の問題を考えるということは、ますます外国人が増えていくであろう日本社会の今後を考える上で非常に重要だと思っております。このことを考えることが、次の社会、次世代にどういう社会を引き継いでいくのかということにもなろうかと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○西原座長

ありがとうございました。続きまして、小林委員にお願いいたします。誠に恐れ入りますが、時間厳守にてよろしくお願いいたします。

○小林（整）委員

愛知県教育委員会から参りました小林でございます。着座にて失礼いたします。

資料5の①愛知県の学校教育における日本語指導について説明をさせていただきます。1の「これまでの経緯」にありますように、平成4年度に愛知県においては、小学校の教員向けに外国人児童生徒のための指導マニュアルを作成いたしまして、どんなふうに外国人児童生徒の保護者とコミュニケーションをするのか、簡単な会話の例も含めて「マニュアル」を作りました。その2年後に、教科指導に入る前の日本語指導のマニュアルとして、「マニュアル2」を作成しました。これが愛知県における初期日本語指導の最初になるかと思います。

この当時は、まだ外国人児童生徒、外国人の方々が集住化、特定の地域に集まって住

んでおりましたので、そういった地域をもつ市町村の教育委員会が中心に対応しておりました。その後、高等学校や特別支援学校を含む県立学校に語学相談員の配置を進める一方で、平成29年度には集住化に加えて散在化といった状況も進み、そして母語の多言語化も進んできまして、県としてもこの日本語初期指導のプログラムを、一度見直して示す必要があるだろうということで、平成29年度には新しい日本語初期指導のプログラムを作成しております。

それでは、2の「現在の取組」ということで、資料5-②を使いながら説明を進めさせていただきます。まず、愛知県における日本語教育が必要な外国人児童生徒数の推移ということであります。文部科学省の調査では9,100人在籍するということで、他の県と比較しても群を抜いて多い状況です。

なお、母語別の状況については、ポルトガル語が一番多いわけですが、少数言語も最近増えておるということでございます。

また、市町村ごとの日本語指導が必要な児童生徒数についてですが、もともと児童生徒数が多い自治体は、日本語指導が必要な児童生徒の人数も多いわけですが、分母となる児童生徒数の割に当該児童生徒数が多い自治体があります。更に学校別に見ていくと、ある小学校では65%ぐらいが外国人児童生徒といった状況もあります。自治体の中でも平均の数や全体の数よりも、やはり学校ごと地域ごとの数と割合で、外国人児童生徒の教育の在り方を見ていく必要があると考えています。

4からは、義務教育段階の取組であります。これを御覧いただきますと、四角が二つ、上の方にありますが、まず日本語初期指導教室がございます。3か月程度をめぐりに日本語初期指導教室で日本語について習熟しますと、次に通常授業と並行して行う、いわゆる、取り出しの学習支援に移行してまいります。その両方に、教育委員会から語学相談員等を派遣しながらサポートしているというのが、愛知県の小・中学校における状況です。ただ、市町村によって取組の状況は異なるということでございます。

では、この日本語初期指導教室はどんなふうかということで、5に示してありますように、これは県内自治体の例であります。月曜日から金曜日の1限目から4限目に実施をしております。ここには当該の小学校や中学校の児童生徒だけではなくて、同じ地域内の小中学校からやって来ます。午後からは自分の在籍する学校に帰っていく。小学生だけではなくて、小学校に開校した初期指導教室に、来日間もない中学生も来ているという状況もあり、様々な年代層の生徒の日本語の習熟のニーズに応じております。

指導する人は、これも一例ですが、室長として退職した教頭先生が統括管理に当たります。それに加えて日本語指導の専門家の指導員、そして、いわゆる通訳を担当する語学相談員、大体この3人ぐらいで運営をしております。そのときに使う教材が、先ほど少し御紹介した、6にありますけれども、この「120時間（60日）プログラム」で、これは字が小さくて見えにくいものですから、資料5-3と5-4に拡大したものを添付しましたので、後ほど御覧ください。その時期が過ぎますと通常授業での取り出し学習支援ということでございます。ここでは主に加配教員が担当します。初期指導教室を終えて、さらに通常授業において日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、加配教員が日本語指導を意識しながら授業を行います。通常の時間割と並行して取り出し授業を行いますので、その時間分の教員が必要になるということでもあります。

8に書いてありますような基準でやっております。愛知県においては602名のこういう日本語教育適応学級担当教員が配置されております。88名は県単独の定数配置ということでもあります。

9に書いてありますのが、この教員の任務と指導方法、指導内容であります。基本的には日本語でゆっくりと指導しますが、日本語習熟度の低いクラスでは、いわゆるルビ付きの教科書なども使用しておるということでございます。

語学相談員というのが先ほどから出ておりますが、この方々がいないと日本語指導が成立しないということでございます。ただ、人材面や財政的な面で市町村独自の配置が難しい場合もありますので、11にありますように、県の教育事務所が5か所ありますが、こちらに11名の語学相談員を配置して、必要に応じて市町村に派遣をできる体制を取っております。訪問回数等は書いてあるとおりであります。

義務教育段階では、12にありますように関係機関が集まって情報交換と意見交換を行う協議会を開催し、日本語指導に関する課題を集約し対応していきます。それから、担当教員の研修の場として、外国人児童・生徒教育講座を総合教育センターで実施しております。また、次年度からの予定ですが、文部科学省のきめ細かな支援事業を活用させていただいて、各自治体が行う日本語初期指導教室の運用やICT機器の配備・活用などについても検討を進めております。

15からは高等学校の取組ではありますが、日本語指導に特化した内容はありません。語学相談員の配置や小型通訳機の配備を行っています。それから、今年から就労アドバイザーということで、外国人生徒たちの就労を支援する職員を全県で3名配置しまして、

卒業後の将来について見通しを持てるよう指導を進めております。

16, 17につきましては、入学者選抜における配慮です。

それから、18からは生涯学習課の取組となっておりますが、これは主に学齢超過の方々への支援です。学齢超過の生徒たち、あるいは、高校中退者の生徒たちに対して高卒認定試験に向けた学習支援を行っておりますが、19を見ていただきますと、名古屋市内で1か所、日本語学習支援を行っております、現在17名の外国人生徒たちが来ております。来年度は二つの市にも拡大をしていく予定であります。

20にありますように、教員採用試験での工夫も平成19年度以降行っております。また、多文化共生推進室が県民文化局にあります、こちらが義務教育のプレスクール、就学前の外国人幼児の教室を開いておりますので、こういった関係部局との連携、それから子育てサロンにおける保護者との連携も進めております。

23に行きまして、日本語指導を受けている外国人の小中学生に向けてスピーチコンテストを行っております。多文化共生推進室と学校教育が連携していくことは、非常に重要であると思っております。

最初の5-1のレジュメに戻っていただきまして、3として課題を4つあげさせていただきます。まず、(1)語学相談員につきましては、母語も多様化し、生徒が増えていく一方で、雇用、任用が追いついていない状況があります。それから、(2)として日本語指導担当教員の資質能力の維持・向上が非常に重要で、教員の力量が求められます。(3)として今お伝えしたようにNPO法人との連携が重要です。最後に(4)として高等学校における日本語指導については、まだ系統的なものが十分できておりません。これらを今、課題として考えております。

以上であります。

○西原座長

ありがとうございました。では、続きまして、横浜市の取組について、今日は代理で来ていただいております。関谷様からよろしくお願いいたします。

○渡邊委員代理（関谷）

委員の、部長の渡邊が本日公務で欠席しておりますので、私、横浜市国際局企画担当課長の関谷から、主に横浜市の生活者に対する地域日本語教育について説明をさせてい

たきます。着座にて失礼いたします。

横浜市の外国人人口ですが、この春に10万人の大台を超えたところです。これは大阪市の13.8万人に続いて、全国の市町村では2番目といったところでございます。私も数年に一度、外国人意識調査を行っているのですが、そういう調査を行うと、やはり日本語に困っていると答える外国人の割合が、大体毎回3割前後といったところでございます。

これに対しまして、本市の場合は公的な日本語教室に加えまして、ボランティアによる中小規模の日本語教室が大体130グループほどあるのが強みとなつてはいるのですが、他方、課題となっていたのが、そういったボランティアの方々の実態把握ですとか、横の連携。また、スキルの底上げなどを非常に課題と感じておりまして、横浜市の独自財源で細々と行っていたのですが、幸いなことに今年度、文化庁で創設された地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に採択いただきまして、今年度から本格的に取り組んでいるところでございます。また来年度も引き続きそういったプログラムを活用いたしまして、地域日本語教室の連携や底上げを図ってまいりたいと思います。

具体的な取組内容に関しましては、資料6に基づきまして、実施主体である横浜市国際交流協会から、残りの時間をいただいて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横浜市国際交流協会

門と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

では、お手元の資料を御覧ください。現在、日本語学習コーディネート業務を経て、新たに総合的な体制づくりに向けて取り組んでおります。

スライド2ですが、これまで2016年度から現在まで、日本語学習コーディネート事業として、事業を様々に展開しております。日本語学習支援を通じて、外国人の生活基盤の充実、また多文化共生のまちづくりを進めることを目的としております。

具体的には3点挙げていますが、まずは学習者の多様なニーズが満たされ、社会参加、自己実現ができ、自分の力を発揮しながらより豊かに暮らせるようになること。また外国人、日本人問わず多様な人々が日本語学習をきっかけとしてお互いに知り合うことで、相互理解、地域との関わりがなされること。また、3番目として行政、団体など、多様な主体による連携・協力が進むこととしております。

スライド4にありますように多様な人々が住み、日本語学習支援団体も18区全てにあるという特徴があります。更に横浜市の設置する拠点としての国際交流ラウンジが10か所、10区にあります。

では、スライドの5番を御覧ください。実は背景といたしまして、2011年度から日本語学習コーディネート業務を行ってまいりました。こちらでは具体的にはスライドの7を御覧いただければと思うのですが、様々な外国人の声、日本語ボランティア団体の声を受けまして、日本語教室の運営、ボランティア向けの研修や講座、そして地域日本語教室等との連携・支援、この中に行政からどういった日本語を支援する仕組みが必要なのか、どういった方法があるかといったような相談に乗るということもありました。そして実態把握と環境整備として調査等を行ってまいりました。詳しい御紹介については割愛させていただきます。

戻りまして、スライド6ですが、こういった事業の中で、やはり日本語学習支援のためのシステムというのが考えられるのではないかとということで、これは以前考えたものです。アイデアという形のものになります。

では、スライド11を御覧ください。2011年度からの様々な取組を行ってきまして、一つとても大きな点として言えるのが、専門家等とともに一緒に行っていくことで、やはり何倍にも、いろいろな充実した事業が行われてきたということにあります。当協会は、担当職員に加えまして、日本語学習コーディネーターを新規雇用しましたり、また業務アドバイザーとして、地域日本語教育専門家をお願いしたりという中で、また、プラス年に2回、有識者会議という形で、日本語教育分野、多文化共生分野、外国人当事者の地域の団体、機関の方たちと行ってまいりました。そういう中で、お互いの強みを生かして事業を考えていけた、また、連携が深まっていたということが言えるかと思っています。

このような基盤を徐々に作っていくような中で、スライド12になりますが、今年度、新たな総合的な体制づくりに向けて取組を始めたところです。外国人を取りまく状況なのですが、横浜市もかなり変化をしてきていると実感しております。外国人数の急増なのですが、地域により様々なのですが、中国の方だけではなくて、やはりインド系の、例えば、IT系の方と一緒に来ている母子であったり、あとは団地に集住する中国の方たちもいたりとか、新たな日本語学習のニーズというのが地域で見られるようになってきています。一方で、学習環境も変わってきていますし、また外国につながる子

供も増えてきておりますし、あとは日常生活で外国人集住の地域によっては11%以上という地域もありますので、日本人住民にとっても地域に暮らす外国人の姿というのが見えてきて、どのように関わっていったらいいかというようなことが課題となってきております。こういったこれまでの取組を踏まえて、改めて今回、市域の実態調査を実施したいと思っております。

では、スライド13に行きます。今年度ですけれども、横浜市域の日本語教育の実態、ニーズ調査を行い、またアクションプランを策定する予定でございます。調査対象といたしまして、実態調査の方では地域日本語教室、135ぐらい今あるのですが、日本語教育機関が18ほどあります。あとは日本語教師養成機関が9ほどあります。そして行政18区、国際交流ラウンジ10か所。企業等では、介護、ホテル、ビルメンテナンス、中小企業、ITや機械系などに300ほど実態調査、量的調査を行う予定です。

具体的な流れとしましては、スライド14を御覧ください。こちらの方でも専門家としまして、調査推進計画策定コーディネーターをお願いして、有識者会議の中で様々な御意見をいただいたり、また実態調査を考えていたり、アクションプランを作っていくに当たりまして、ワーキンググループで検討していくこととしています。もう一つ、この取組で大切にしたいことですが、先週の17日、日曜日にも実態調査の説明会、意見交換会を行ったのですが、そういった調査をきっかけとして多くの人の声を聞き、またその事業を話合いのきっかけとするという目的がございます。具体的には支援をしている方、外国人当事者、地域の住民というふうに考えております。

前回、日曜日の参加者の方たちには、日本語ボランティアの方が中心だったのですが、大学関係者の方、日本語教育機関の方が参加されまして、初めて話をしたという声も聞かれ、そういった機会になったかと思っております。

そしてもう1点。多文化共生のための取組であることを意識する。そして、ニーズに合った安定的、継続的な学習環境を考えていきたいと思っております。

最後になりますが、スライド15といたしまして、日本語学習支援を通じて、外国人の生活基盤の充実、そして多文化共生のまち作りを進めていきたいと考えております。2011年には、まず日本語学習支援を多文化共生という視点から捉え直してまいりました。そして2016年には、更に当事者と共に考える、共に作っていくというような双方向の形に変わってまいりました。そして今年度、推進アクションプランを策定するに当たりまして、日本語、そして生活としての横浜、そして、まち作りとして多文化共

生の視点をもって取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。とても急いで御発表いただきましたが、何か御確認の御質問がありましたら、ここで承りたいと存じます。どなたからでも結構でございます。

ないようでしたら、議事（３）に移らせていただきます。これは日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針の骨子案ということでございます。先ほども御説明がありましたけれども、日本語教育の推進に関する法律第２７条第２項にありますとおり、関係行政機関、ここに今日も代表の方がたくさんいらしてくださっていますけれども、その関係の行政機関が調整を行うに際して、意見を述べることが、私ども、この会議の重要な役割になっております。そして文部科学省、外務省、その他の関係省庁が作成しました基本方針があるようですので、その骨子案について、委員の方の意見を是非お伺いしたいと存じます。

まず、骨子案についての御説明を事務局からお願いしたいと存じます。

○文化庁国語課長

資料７に基づきまして御説明申し上げたいと思います。今、西原座長からもございましたけれども、日本語教育の推進に関する国の基本方針ということで、国として日本語教育に関する基本的な方針を策定するということが、この日本語教育推進法によって求められているという、まず前提がございます。

その上で、関係行政機関が多岐にわたりますので、政府部内の調整が必要であるということで、先般９月１３日に、ちょうどこの会議と対になるような会議としての、日本語教育推進会議、これは関係行政機関からなる会議ですけれども、そこにおいて、９月１３日にまずキックオフといいますか、国の基本方針を策定しようということで作業が始まったところでございます。

その上で、方針を作るのは国ですが、関係行政機関の調整を行うに当たり関係者会議からの意見を聴くということがこの法律の中で制度化されておりますので、この基本方針を政府がまとめていくに当たりまして、関係者会議の意見を聴くということで、今日、ここで御説明を申し上げて、意見を今回、あるいは次回、また賜っていくことにな

っているところでございます。

それから、さらに前提として、9月13日の日本語教育推進会議において、来年の6月頃までに、この基本方針の案を取りまとめていきたいということになっておりますので、スケジュール的には来年の6月頃までにまとめたというスケジュール感でございます。

その上で、資料7の方で内容の御説明を申し上げたいと思います。具体についての説明の前に、全体の構えみたいなものを御説明したいと思います。まず、この資料7はまだ骨子素案ということなので、まだ粗々のものでございます。こういう項目を書いているのだらうということで、項目を提示しているような段階だと御認識いただければと思います。

それから、この方針の骨子素案を作るに当たっての前提となる考え方として、法律があつて基本方針がありますので、基本的にこの基本方針案の構成は法律の条文に即して、例えば、外国人児童生徒の日本語教育の推進に関する条文が法律の中にあれば、そこで振興していきましようとして書いてありますので、では、それをもう少し具体的にどう振興していくのかという方針を書いていくということで、大体条文に即した形で構成されていると。法律に大体対応した形で構成されているということを確認したいと思います。

それから、もう一点前提となるものとして、法律の中で、この基本方針については、おおむね5年で検討を行うことになっていきますので、大体5年ぐらいを目指したような方針ということになろうかということで、まずこの案ができております。

5年の意味ですけれども、法律はある程度永続性のあるものであり、一方で年度の計画みたいなものというのもあり得ると思いますが、これは5年なので、個別の事業を来年どうするという計画ではなく、もう少し抽象度の高いものになるのではないかと。なので「計画」ではなくて「方針」と法律では書かれているのかなという、おおむね法律の条文から読み取るとそのような形のものを作ることなのかなということでこの案文が書かれているところです。

そして、中身になります。資料7の1ページですが、「はじめに」をまず置きました。ここでは、今、日本語教育の関係で置かれている現状や政策的な動向でありますとか、そういったものを踏まえて、こういう目的で日本語教育は行わなければならないということを確認し、したがって、この方針を定めていくということがまず「はじめに」に書かれております。これは1ページです。

それから、2 ページにまいります。この法律の中では、基本方針について3 点定めるよう求められております。まず、基本的な方向を書きなさいというのが一つ。それから、日本語教育の推進の内容を書きなさいというのが二つ目。三つ目に、そのほか重要事項を書きなさいと。三つに分かれています。

最初の基本的な方向というものが、この第1 というところでまとめていますが、いわゆる総則的なもので、法律の条文ですと、1 条から9 条ぐらいのところ、総則的なものとして、理念や大きな日本語教育の枠組みたいなものが示されていますので、それを2 ページから3 ページの上半分ぐらいのところ、方向ということでまとめてあります。

基本的に目的とか理念のレベルですので、法律と同様の記載があると御認識いただければと思います。目的であれば目的の条文に合ったことが基本的に書かれている。基本理念であれば、先ほど日本語教育学会の方からの御発表にもあった、基本理念。法律に基づいて七つの基本理念に対応して方策が書かれていますけれども、ここも基本理念としては当然、法律に書かれている七つの基本理念を方針としても受けるというのは当然ですので、そういったものが記載されてございます。

それで3 ページの前半ぐらいまで参りますけれども、今度は第2 というところで、日本語教育の推進の内容に関する事項を定めなさいということになっております。法律上。内容というのは、法律の条文で言えば基本的な施策というところで書かれている部分だろうと考えられます。何々に関する日本語教育、何々に関する日本語教育ということで条文が位置付けられておりますので、それぞれに対してきちんと方針を書いていくというような作りでこの骨子素案はできています。

まず3 ページですけれども、日本語教育の機会を拡充しなさいということで、日本語教育の学習機会、在留する外国人の方、あるいは海外にいる方も含めてですが、外国人の方への日本語の学習機会を確保していくということで、その施策が並べられています。

(1) が、法律で言いますと1 2 条に当たりますが、外国人等である幼児、児童、生徒に対する日本語教育が位置づけられています。

児童、生徒向けの日本語教育というところですが、3 ページの最初のボツにあります。日本語指導に必要な教員定数を確保していくということで、義務標準法の改正は行われていますので、それを着実に実施していくというようなことが記載されています。

それから、同じ3 ページの一つ目のボツの後半部分に当たりますが、正規教員とはまた別に日本語指導補助者とか母語支援員でありますとか、あるいは、ICT を活用した

支援の取組でありますとか、そういったところをしっかりと取り組んでいくということが書いてあります。

それから、二つ目のポツになりますけれども、今度は児童、生徒に対して教育を行う教師、教員の側の資質を向上させなければいけないということで、系統的な日本語指導を実践するための体制の整備ということで、研修などを含めて取り組んでいくということが書かれています。

それから、三つ目のポツで、外国人生徒等に対するキャリア教育でありますとか、あるいは、公立高校の入試などにおきます配慮でありますとか、そういったものが図られるように促すといったような取組が書かれております。

それから、4ページに参ります。児童、生徒の続きなのでございますけれども、一番上のポツでございますが、様々な学校外の機関との連携なども図りながら、就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を進めるということ。それから、二つ目のポツで夜間中学の役割というのが非常に大きいので、夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも1校設置されるようにとか、全ての指定都市において設置されるといった地方公共団体の取組を支援していくということが書いております。それから、少し下になりますけれども、外部人材を活用していくということで、日本語指導について、質の高い日本語教師でありますとか、指導の補助者でありますとか、外部人材を積極的に活用していくということが書かれているところでございます。

それから、4ページの今度は（２）、下半分の方に参ります。次は外国人留学生等ということで、留学生に対する日本語教育ということでございます。留学生の日本語教育支援、それから、就職などが当然見えてきますので、そういう就職に必要な日本語などを学ぶ環境を整備するとか、それから、次に（２）の二つ目のポツですけれども、企業から採用内定を得たような外国人留学生に対して、職場で必要なコミュニケーション能力を磨くという観点からの日本語教育でありますとか、そういったものを進めていくということが書かれております。

それから4ページの下の方ですけれども、（３）。今度は外国人等である被用者等に対する日本語教育ということで、働いている外国人の方々への日本語教育について、こういう取組ができるのではないかとということで掲げているところでございます。一つ目のポツは、後で出てきますが、地域日本語教育の取組の中に働く方々も入っていただくことができるだろうというのが一つ目のポツ。二つ目のポツが介護の関係の方々。それ

から 5 ページに参りまして、今度はいわゆる、雇用されている外国人の方に対する職業訓練として必要な日本語を学ぶための支援や、教材開発。それから、技能実習生。定住されている外国人の方々への様々な取組といった形で、これはまだ素案なので、必ずしもきちんとまとまり切っていないかもしれませんが、こういうメニューが考えられるのではないかとということで書いているところでございます。

それから、5 ページ（4）でございしますが、難民に対する日本語教育ということで、難民の方々に対する日本語教育というのが、法律では条が立てられておりますので、この方に対する支援をしっかりとしていこうということは（4）に書かれております。

それから、（5）で地域における日本語教育という条文が立っておりますが、これは先ほど申し上げた、児童生徒、留学生、働いている方とは別に、いわゆる生活者としての外国人。住民として地域にいらっしゃる外国人の方々全般に対する日本語教育ということになります。これに対する取組が 5 ページに書かれているところでございます。

先ほど横浜市の方から取組の御発表がございましたけれども、横浜市が行っているようなものが、この地域日本語教育ということになります。都道府県や指定都市における取組、総合的な地域日本語教育の体制整備を進めていくというようなことを進めるということ。それから、日本語教室がない地方公共団体もございますので、そういったところを特に重点的に支援するような取組。それから、NPO 法人や公益法人などが行っている取組、そういったものへの支援を進めていく。それから、こういう地域の日本語教育を担う人材としての地域日本語コーディネーターでありますとか、あるいは地方公共団体の担当者の方々への研修などを進めているということでございます。

それから、6 ページでございしますが、（6）は理解の促進ということで、様々な日本語教育の普及・啓発を図るということでございます。（7）と（8）につきましては海外の話なので、後で外務省の方から御説明があると思います。ただ（8）の二つ目のポツに在外教育施設、いわゆる日本人学校等ということになりますが、そこへ通われている児童、生徒に対する日本語教育の充実を図るというのが記載をされております。（8）の二つ目のポツです。6 ページの下の方になります。

それから、次に 7 ページに参りまして、次は 2 番、2 ポツとして、日本語教育の水準の維持・向上等ということでございます。1 ポツが量的な確保ということで、学習の場をとにかく提供するということですが、2 ポツは日本語教育の質を高めるための取組となります。これも法律の中で条文が丁寧に立てられておりますので、それに対応して、

政府として行い得る方針を書いているということでございます。まずは（９）ですけれども、日本語教育を行う機関の日本語教育水準の維持・向上ということで条文が立っておりますので、これに対応した方針ということでございます。これは、日本語教育機関、日本語学校を管理しているといえますか、審査などしておりますので、そういった基準をしっかりと実施できる、そういった取組を進めていくということが書かれているところでございます。

それから、７ページの（１０）ですけれども、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上ということで、これは、いわゆる日本語教師、日本語教育を行う教員の方々などの資質能力の向上に関して方針をとということでございます。これは幾つかありますが、基本的には日本語教師を養成し、研修をしていくという取組を拡充していくのが一つ目のポツ。それから、二つ目のポツに日本語教師の質を担保するための日本語教師の資格について検討し、制度設計を行うということで、これは実は今、文化審議会の方で議論しているものですが、資格などを作っていくかどうかというようなことでありますとか、あと、先ほどと重複しますが、地域の日本語教育のコーディネーターなどに対する研修ということで、これも日本語教育に従事する者の能力資質の向上の施策と位置付けています。

それから、８ページですけれども、（１１）と（１２）のあたりですが、これも法律で条文が立ってまして、まず一つ目、（１１）ですが、教育課程の編成に関する指針の策定ということで、日本語教育を行うときの共通の枠組みといえますか、まだ言葉が整理しきれていませんが、標準とか、共通の枠組みとか、日本語教育を行うためフレームワーク、そういったものを策定するというので、これは実は今、文化審議会でも議論しておりますが、こういった取組を進めていくというのが（１１）。

それから、（１２）日本語能力の評価ということでございますが、これは（１１）の日本語教育の標準やフレームワークを踏まえて、日本語能力の判定基準を今後文化審議会において議論をすることとしておりますので、そういった取組について記載をしております。これは専門技術的な施策になります。

それから、３番目に日本語教育に関する調査研究ということで、先ほど神吉委員からございましたけれども、調査研究というものを国内外で進めていかなければならない。日本語教育の施策が拡大していくに伴いまして、調査研究もしっかりと行っていかなければならないということが書かれてございます。

それから、9ページでございますが、これは法律に書かれている三つ目の事項で、その他重要事項という部分でございます。ここはまず条文的に言いますと、27条となりますが、検討する会議体を置くことが求められていますので、会議体を置いてしっかりと検討を行っていくことが一つ方針になると思っております。国と、併せて地方でもお願いをしたいというのが（2）ということになります。

それから、次が9ページの下の方の2番。日本語教育を行う機関に関する制度の整備というところですが、これは法律の中で、本則ではなくて附則に、今後検討していくべき事項が盛り込まれておりまして、具体的に言いますと日本語教育を行う機関について、類型化や制度の整備などについて検討を求めることとされております。5年ぐらいの方針ということを考えると、検討を行うということが一つの方針になると考えられます。

それから、9ページの一番下の3番。本基本方針の変更とありますが、これはこの基本方針を策定した後、法律上では、おおむね5年ごとに検討を加えて、必要があると認めるときは変更とされております。5年後を目途にして再度検討、見直しとか、そういったことを行っていくことが一つ方針として盛り込めるのではないかと考えられます。

続きまして、海外の日本語教育の関係は外務省からお願いします。

○外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

6ページに戻っていただきまして、（7）第18条関係、海外における外国人等に対する日本語教育ということで、私の方から先ほど報告しましたような国際交流基金等と連携して行う日本語教育体制基盤整備の支援、現地の日本語教師の養成、教材の開発、提供、支援ですとか、現地の日本語教育機関の活動や日本語学習者に対する支援といったようなことを一点目に書いております。

一つ飛ばしていただきまして三点目ですが、官の方でできることにも限りがありますので、こういった海外での日本語教育の普及において、民間団体とどう連携していくかということについてきちんと検討していきたいということを書いております。

四点目には、JICAがやっております海外協力隊の中には日本語教育をやっておる者もおりますので、引き続きしっかり実施していくということを書いております。

（8）第19条関係では、海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育ということで、まずはこういった人たちの日本語教育環境の実態の把握に努めて、必要な支援を実施していくということの一つ目の点に書いてあります。

三つ目の点として、これは中南米地域などの日系人団体による日本語の教育活動を支援していくということを書いております。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。先ほどお断りがありましたように、法律の条文に沿った形で、かなり抽象度の高い基本方針等の策定が行われて、それに対してこの委員会で意見を申し述べるということで今日があるということですので、委員の皆様方は、今の御発表につきまして御質問、それから、御意見等ございましたら伺いたいと思います。どちら様からでも結構でございます。

田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員

質問です。今、西原座長がおっしゃったように、推進法は基本法で、個別法を今から作っていくときに、我々がそれなりに専門的な知見を述べるというふうに私も理解していますし、質問もその範囲です。そうすると4ページの(3)の二つ目のポツなのですが、インドネシア、フィリピン、ベトナムの看護師、介護福祉士に対する日本語学習機会、これは必要なことですが、推進法には書かれていなかったし、これはEPAのことなのか、何かこれだけがちょっと。14条そのものは5ページの上の三つのことに関することなので、そうすると14ページの二つ目のポツだけが独立して見えるのですが、これを御説明いただけますでしょうか。

○西原座長

これは厚生労働省の御説明をいただくということでよろしいのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○経済産業省

4ページ目の一番下のところですね。

○西原座長

はい。4 ページ目の一番下に、項目としては細部にわたるように見える、インドネシア、フィリピン、ベトナムの看護師、介護福祉士候補者に対する日本語学習機会を提供する。これが14条関係ということで挙がっているわけですが、今の御質問では直接的に条文を踏まえたわけではないだろうという御意見です。

○田尻委員

14条にはなくて、14条そのものは就労の一般的なことを言っているのですが、ここだけ大変具体的に出ておりまして、それはEPAなのか何なのかが分かりませんので。

○西原座長

よろしくお願いいたします。

○経済産業省

これは外務省と経済産業省の連携のところでございますけれども、これは正にEPAの看護師、介護福祉士のことが書いてありまして、法律に、条文に具体的に出ていないところで、非常により特化した具体的な書きぶりだという御意見だと思いますので、御意見を受け止めて、また関係省庁の中で話をしてまいりたいと思っております。

○西原座長

ありがとうございました。それでよろしゅうございますか。

では、ほかの委員からの。はい、どうぞ。

○イシ委員

アンジェロ・イシと申します。よろしくお願いいたします。

この3ページに出てきました日本語教育の推進の内容に関する事項の1の教育の機会の拡充のところで、5行目に日本語指導補助者が母語支援員の活用などというのがありますが、これはこれで非常に重要だし、素晴らしいと思いますけど、僕が見落としていないとすれば、具体的にそういう人たちを養成していく。つまり既にスキルを持った、そしてバイリンガルのこういう支援員というのは、なかなか少ないわけですから、その証拠に今日の御発表の小林委員、愛知県教育委員会から、資料5の丸1の3の課題のと

ところで、語学相談員、母語堪能者の確保と養成と掲げられていますから、この養成という言葉に僕は激しく共感というか、同意したわけです。だから、先ほどの資料7の文言の中に、単なる活用ではなく、養成、育てていくという、そういう言葉とかコンセプトを加筆するといいいのではないかという提案が一つです。

○西原座長

ありがとうございます。まずそれだけお答えできますかしら。

○文化庁国語課長

御質問、御意見ありがとうございます。3ページのところの、日本語指導補助者、母語支援員、こういった方々の養成や確保ということについて記載をということだと思います。その次のボツに外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、体制を整備する。それから、地方公共団体が実施する研修の充実に向けて研修指導者の養成等の支援を行うという中で、いわゆる、教員、それから、教員等の「等」に当たるのが補助者や母語支援員だと思いますが、そういった方々の養成、研修といった取組が書かれていくのだと思います。まだ文章が整理されていないので、はっきり見えないかもしれませんが、そこで読み解くことになろうかと思います。

○イシ委員

ありがとうございます。

○文化庁国語課長

先生のおっしゃる趣旨は入っていると思います。

○イシ委員

おっしゃるように、この後に出てくる文言がそういうバイリンガルの、いわゆる外国人たちの母語と、そして日本語をブリッジする、そういう人たちも視野に入れているという理解であれば僕は納得というか、安心するわけです。少なくとも今日のこの文言の時点では、ブラインドというか、必ずしもはっきりと、そういう母語堪能者の人々というふうには出てこなかったように読み込みましたので。

○文化庁国語課長

先生のおっしゃる趣旨は入っていると思います。御意見として頂戴したいと思っています。

○西原座長

第2の質問をどうぞ。

○イシ委員

ありがとうございます。手短にもう1点ですけども、今度は資料7の5ページですけど、この5ページの三つ目の中黒です。ここが定住者など身分に基づく在留資格の外国人というふうに出てくるので、ここに例えば南米からの日系人、つまり実質的な、既にずっと、数十年にわたって日本で働いて生活している人々が想定されるだろうと理解をしたわけですけど、これも僕の日本語の理解能力の問題なのか、この4行に限って、例えば、誰が4行目の研修を実施するのかという主語が、ブラインドになるように見えたわけです。といいますのも、その上の技能実習生の場合ははっきりと事業主がと出ています。その前のも事業主等というふうに、事業主の責任というのがはっきりと明示されているのですが、ここに限っては、なぜか事業主という言葉も必ずしも出て来ず、これは誰がどこで、どこが中心で、実際にこの研修を実施するのかというので気になったわけです。というのも、やはり日本でこういうふうに働いている人々というのは、彼らを雇っている企業、企業といっても実質、派遣業者なども介入したりするわけですけど、そういう雇用主というか、雇用する人たち、あるいは企業のやはり責任とコミットメントを強く問う必要があるし、それこそ極論ですけど、実際に労働者がいる職場に日本語の教育を、もう本当に半ば義務のような形で持ち込むくらいにしないと、なかなか実際には、外国人たちが本当にこの日本語の学習に進むとは限らない、現実はそう甘くないということです。

○西原座長

ありがとうございます。御指摘の第1点目のところ、つまり主語がないところが結構あるじゃないかという御指摘ですけども、確かに何とかをすると書いてあるけれども、

どこの省庁がとか、そういう主語がないところが随分あるわけでございますよね。そのことについては、この骨子案の中で具体的にしないという方針でまとめられているがゆえに、どこの省庁、どこの局とか書いていないという御説明になるのでしょうか。

○文化庁国語課長

まずこの案を取りまとめるに当たっての書き方の方針のような話になりますが、主語、主体をしっかりと書けるのであればしっかりと書くことになると思います。

○西原座長

分かりました。厚生労働省からお答えいただいてよろしいでしょうか。

○厚生労働省

厚生労働省でございます。発言の機会を与えていただきありがとうございます。

イシ先生から御指摘あった点でございますが、5ページの上から三つ目の点のところでございますが、決して主体をぼやかしているということではございませんでして、条文の規定に従って、現在、その条文の規定、何条何項に対応した具体的な施策、様々な政策を並べているものでございます。厚生労働省の人間が法律の規定を解説するのは申し訳ないのですが、この14条というのは、第1項が既に雇われている外国人の方に対する日本語学習の機会が事業主の方が提供しなさい。国はそれを支援しなさいという書き方になっているんです。2番目の技能実習も同じで、技能実習生に対して事業主が日本語能力向上の機会を与えなさい。国はそれを支援しなさいと。3番目でございますが、これは正に私、外国人雇用対策課長ということで、日系ブラジル人の方を含めた定住外国人の方の就職の支援をしてございます。この法律の14条3項は、国は定住者等が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう必要な施策を講ずるというのは、国が主体としてダイレクトに定住者の方を御支援するというものでございますから、5ページの三つ目のポツの主体は国でございます。

ということでございまして、具体的にこの施策は何なんだと思われるかと思いますが、これは多分、イシ先生に対しては釈迦に説法の類いなのでございますが、やはり日系ブラジル人を含め、定住者の方の中には、なかなか安定した職に就けないという方もいらっしゃるしまして、私ども出先のハローワークを中心にして、日本の職場で必要なコミュ

ニケーション能力をつけていただくとか、日本の職場の知識を学んでいただくといった事業を現にやっております。この現在の主体は国であり、厚生労働省、そしてハローワークでございます。ただし法律上の主語は国でございますから、別に私たちがこの事業をやりますとかいうわけではなくて、この14条3項の定住者等に対する御支援は国が主体でございますから、私ども以外の役所がやっていただくのもいいと思いますし、もしかしたら地方公共団体や事業主の方がやるということでもいいのかもかもしれません。ただ、ここの法律の規定に従って、国が定住者等を支援するということですので、主体をあえてぼやかしているとか、そういうことではございません。

○イシ委員

ありがとうございます。国が主体で、とにかく事業主に対してプレッシャーを掛けていただくと。

○西原座長

国語課長。ほかのところでも主語がないときは国と大体解釈すればよろしいのでしょうか。

○文化庁国語課長

法律ですから、一般に国が何らかを、何かをするという書きぶりだと思います。

○西原座長

分かりました。佐藤委員からの御質問です。

○佐藤委員

質問というよりも意見としてお聞きいただければと思います。12条関係、19条関係、そして21条関係についてです。12条の教育機会の提供というところで言いますと、先般、文部科学省の「日本語指導を必要とする児童生徒数」調査では、秋田県、沖縄県、高知県などの増加率が高くなっています。日本語指導について地域間格差が非常に大きくなってきているように感じています。日本語教育の機会の地域間格差というも

のをどうするのかということは、一度取り上げていく必要があるのではないかというのが1点です。

それから、主語の問題ですけれども、14条関係でいうと、国と地方公共団体との関係がちょっと分かりにくいです。読んでいくと分からなくはないのですが、最終的に、全て地方公共団体が責務を負うようなニュアンスがちょっと強いように感じます。

○西原座長

という御意見として伺います。

○佐藤委員

それから、19条関係でいいますと、二つ目の丸のところです。先ほど来、継承語日本語教育の話が出ていますが、二つ目の丸についてですが、「海外在留邦人、学齢児童生徒に対して、できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保する」とあります。これだけだと継承語としての日本語教育という視点がなかなか出てこないのです。永住者、国際結婚等の子供に対する日本語教育を推進するというふうに入れていただいた方がよろしいと思います。

○西原座長

継承語という文言をはっきり。

○佐藤委員

現状は、長期滞在、永住者、それから国際結婚関係の子供が圧倒的に多くなっていますので、そういう文言を入れておく必要があるということです。今までの在外教育施設というのは日本に帰るための教育を前提にしています。そうすると継承語日本語教育という視点がどうしても出てこないのです。継承語日本語教育という言葉の文言はもちろん必要ですが、その前提をしっかりと書きこむべきだと思います。

○西原座長

そういう御意見というふうに伺います。

○佐藤委員

それから、もう1点が21条関係ですが、教員の研修についてはかなり詳しく述べられたのですが、養成、特に日本語教育学会が御発表になった点にも関係しますが、学校教員の養成については、触れていただくべきではないかと思います。その具体的な個々の施策については、また議論があると思いますけれども、養成については入れる必要があると思います。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。御意見として伺います。

ほかに。どうぞ。

○伊東座長代理

伊東です。今の佐藤先生の御発言に関わることなんですけれども、3ページ目、やはり外国人児童生徒に対する日本語教育に関しては、教員定数の標準等々のことに関しては述べられてはおります。また、教員等の資質能力の向上を図るために研修の必要性は挙げられているのですが、やはりちょっと具体性に欠けるなど。ここは日本語指導補助者とか、母語支援員のみならず、教科指導に関わる教員の意識改革や取組もどうしても必要になってくるということを考えますと、養成・研修ということであれば、教職課程、あるいは、いわゆる学部レベルで教職を目指す者にとっては、この試験の、いわゆる学びも必要ではないかと思いました。

そのことが、7ページの2の(10)です。日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上といったときに、やはりまだまだ日本語教育ということを対象とした担当者に特化しているような感じがしましたので、外国人児童生徒の場合には、教科指導教員も含めて担当しているわけで、そこに書き方、そして大学の教員養成課程の、いわゆる充実というものも加えていただけるといいなと思いました。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。ここで事務局に少し御提案したいのですが、少し予定時間

が超過してもよろしいでしょうか。

○文化庁国語課長

事務局としては先生方の時間の御都合だと思いますので。それは大丈夫です。

○西原座長

分かりました。今、伺っていますと、個々の委員の方々にかなり御意見がおりになるように思うのですが、この御意見を今日御発言いただけない場合でも、事務局に今日のこの場合の意見だということを断った上で書面で連絡することは可能でしょうか。

○文化庁国語課長

それは可能でございます。

○西原座長

時限を区切っていただいても結構でございますので。そうしましたら、今、御発言のない委員の中で、御意見が更におありで、事務局に是非伝えておきたいとお思いになっ
ていらっしゃる場合には、恐れ入りますが、文化庁国語課長宛にメール等で今日の御意見ということをお断りになった上でお伝えいただくことは可能でしょうか。

○文化庁国語課長

もしよろしければ、御欠席の方もいらっしゃいますから、文化庁国語課の方から委員の皆様に御案内申し上げて、この資料7について……。

○西原座長

御意見がおありであれば。

○文化庁国語課長

御意見があればということでメールをお流しして、返信していただければいいような形をとろうと思いますが。

○西原座長

分かりました。それはどういう扱いになさいますでしょうか。いえ、議事録をこれで作られて、公開なさいますよね。

○文化庁国語課長

また後で今後の日程について申し上げますけども、また2回目、3回目の予定はございますので、委員の先生方はまたその場で御発言いただくこともあるでしょうし、今回については、この資料7についての御意見をもしいただければということでメールを各委員の方にお渡しをして、返していただければ……。

○西原座長

そして議事録にはそのことは入らない？ この会議の議事録には今日の御発言のみ入る？ その他、後から付け加えられたものは入れないということによろしいですか。

○文化庁国語課長

今日この会議での御意見ではないと思いますが、例えば、次回のときにその御意見を参考資料としてお配りするということは可能ではないかと思いますが。

○西原座長

分かりました。そのようなことでよろしゅうございますでしょうか。では、もし言い足りないとお思いになっている委員がおありでしたら、そういうふうにさせていただきたいと存じます。

そして、今後のことにつきましては、事務局にお戻しして、御連絡をよろしくお願いいたします。

○文化庁国語課長

それでは、資料8でございますけれども、今後の進め方というところ、資料を御覧いただければと思います。

今後の関係者会議の開催の予定でございますけれども、次回は1月下旬頃を予定とし

て日程の調整をさせていただきたいと存じます。調整が終わりましたら、また開催の御連絡をさせていただくことになろうかと思えます。

それから、その後もう一回、2月中下旬から3月上旬頃に、またこの関係者会議の3回目ということで、基本方針の素案などに対する意見交換の機会を設けさせていただければと思っております。

その後、政府の側で基本方針の素案、皆様方からいただいた意見も踏まえながらまとめていくというプロセスに3月以降入っていくことになります。

以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。それでは、これで今日の委員会を閉じるということでよろしゅうございますでしょうか。時間が少なくて言い足りないところもおありでしょうが、これはプロセスの中の第1段階ということでございますので、今後ともどうぞよろしく御協力をお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

— 了 —